

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

三七

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件

三七

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件

三八

○土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった件

三八

○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件

三八

福島県選挙管理委員会

○不在者投票のできる施設として指定した件

三九

告 示

福島県告示第三百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年六月二十九日から同年七月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
メガステージ須賀川Bエリア 福島県須賀川市広表三番一号ほか六十一筆
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成二十四年六月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
紫竹沢	いわき市四倉町八茎字紫竹	土石流	次の図のとおり
桑木町沢	市添野町桑木町	土石流	
添野町沢	市添野町桑木町	土石流	
中川原沢2	市遠野町深山田字木樵場	土石流	
好古沢	市小川町上小川字好古	土石流	
根本沢1	市小川町上小川字好古	土石流	
松塚沢	市小川町上小川字細石赤坂	土石流	
桐ヶ岡沢	市小川町柴原字落下	土石流	
林下1号	市鹿島町船戸字林下	急傾斜地の崩壊	
城木坂	市川前町下桶売字城木坂	急傾斜地の崩壊	
光平2号	市小川町上平字光平	急傾斜地の崩壊	

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
中川原沢2	いわき市遠野町深山田字木樵場	土石流	次の図のとおり
好古沢	市小川町上小川字好古	土石流	

根本沢1	同	市小川町上小川字好古	土石流
松塚沢	同	市小川町上小川字細石赤坂	土石流
桐ヶ岡沢	同	市小川町柴原字落下	土石流
林下1号	同	市鹿島町船戸字林下	急傾斜地の崩壊
城木坂	同	市川前町下桶売字城木坂	急傾斜地の崩壊
光平2号	同	市小川町上平字光平	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

公 告

公告第七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年六月二十日
- 二 名称
特定非営利活動法人スケッチブック
- 三 代表者の氏名
石原 寛之
- 四 主たる事務所の所在地
福島県本宮市本宮字鳴瀬五十三番地の三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がいを抱える人々と地域で共に暮らす人々に対して、地域福祉の向上につながる事業等を行い、最終的には誰もが安心して暮らせる豊かな社会の実現を目的とする。同時に単体法人のみの取り組みで終わることなく、他機関・事業所との交流や連携を大切に共に歩み、成長することを目的とする。

（文化振興課）

公告第七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年六月二十日
- 二 名称
特定非営利活動法人ふくしまバリアフリーツアーセンター
- 三 代表者の氏名
渡邊 和裕
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市栄町一番一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者及び様々な障がい者に対して、安心して楽しい旅行ができるよう、観光施設、宿泊施設、飲食店等に関するバリアフリー状況の情報提供事業を行い、高齢者及び障がい者の福祉向上と観光振興事業に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった。

平成二十四年六月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 土地改良区連合の名称
会津南部土地改良区連合
- 退任した役員
氏名 住所
- 理事 歌川 守 大沼郡会津美里町福重岡字八重松甲一〇六七番地
- 同 伊藤 守夫 会津若松市北会津町下荒井八一番地
- 同 山田 利美 大沼郡会津美里町大石字家北二二九六番地
- 監事 山本 美幸 会津若松市北会津町東小松二二一四番地

（農村計画課）

公告第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 縦覧に供する図書
- 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第九十四条、第一百七十七条若しくは第八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十四年六月十五日次のとおり指定した。

平成二十四年六月二十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
養護老人ホームユートハイムやみぞ	東白川郡塙町大字伊香字中妻二九三番地